

U・I ターン促進にかかるプロデュース & 情報発信委託業務
プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出 部数
1	表紙	【様式ア】 A 4 縦、片面 1 枚	正本 1 部 副本 8 部
2	企画概要 コンセプトの説明	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	
3	WEBサイトでの分析方法と会員登録等の増加 提案 プロデュース委託業務に関して ・「高知家で暮らす。」WEB サイトへの流入分析方法と頻度、サイト改善提案など具体的な方法 ・WEB サイト上での会員登録等（高知家で暮らし隊、求職者登録、新規移住相談者）の増加方法	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 6 枚以内	
4	SNSの代理運営とスタッフの業務内容 プロデュース委託業務に関して ・SNS（既運営媒体はFacebook と Instagram、既運営媒体以外での提案も可能）の具体的な運営方法（運営方針（目的）、更新頻度、投稿内容、分析、改善提案の方法） ・スタッフの当該事業の想定人役（SNS の運営、オンラインイベントの運営やプロデューサー業務の補助を含めた業務全体の人役。できれば1人専任が望ましい）	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 6 枚以内	
5	情報発信（プロモーション）・オンラインイベントの企画及び高知暮らしフェアへの戦略 情報発信委託業務に関して ・情報発信（プロモーション）とオンラインイベント各 6 回のうちの奥四万十を除く 2 回分の企画内容 プロデュース委託業務・情報発信委託業務に関して ・広域ごとの「高知暮らしフェア」への集客の戦略	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 6 枚以内	
6	業務の実施体制・スケジュール プロデュース委託業務・情報発信委託業務に関して 自社（JV の場合、共同提案者を含む）及び外部発注分を含む相関図／各業務に従事する人員体制、今回の事業に従事可能な期間、役職、氏名含む／SNS の運用／情報発信（プロモーション）／オンラインイベントの準備、開催までの具体的な内容／ それぞれの担当者を記載した全体スケジュール	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 6 枚以内	

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出 部数
7	経費見積書 「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務」と 「U・I ターン促進にかかる情報発信委託業務」のそれぞれ で経費見積書を作成	【様式任意】 A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	

※A 3 サイズを使用する場合は、A 4 サイズ 2 枚とみなします

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和3年4月12日（月）午前10時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階
（一社）高知県移住促進・人材確保センター 担当：堀部、黒川 TEL088-855-6648

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信する。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

- ・U・I ターン促進にかかるプロデュース&情報発信委託業務プロポーザル募集要領のとおり
- ・別添資料1「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 仕様書（案）」及び別添資料2「U・I ターン促進にかかる情報発信委託業務 仕様書（案）」の内容に基づいた企画提案であること

(2) 業務内容について

- ・U・I ターン促進にかかるプロデュース&情報発信委託業務プロポーザル募集要領のとおり

(3) 特に提案を求めるポイント

- ①WEB の分析や会員登録等のコンバージョンへの知見
- ②SNS の運営計画とスタッフの体制確保
- ③情報発信（プロモーション）→オンラインイベント→高知暮らしフェアの流れを意識した魅力的な企画の提案

(4) 経費の見積りについて

以下の点に留意し、本委託業務の実施に必要となる全ての経費を見積もること。

また、「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 仕様書 (案)」にかかる事業の上限額は7,356千円とし、「U・I ターン促進にかかる情報発信委託業務 仕様書 (案)」にかかる事業の上限額は4,042千円とする。

なお、全ての経費は実績額に応じて支払うものとする。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの